

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

※相談日が祝日はお休みです。

相談日

平成28年1月8日～2月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	1月27日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	1月26日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	1月18日(月)・27日(水)、2月3日(水) 10:00～16:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当	(☎594-5507)
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	2月1日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
障がい者支援相談(予約制)	1月12日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
	1月22日(金) 10:00～15:00 (身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00		
結婚相談	1月16日(土)、2月2日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
ボランティア相談	1月15日(金) 13:30～15:30 2月6日(土) 10:00～12:00	市役所(市民公益活動支援コーナー) 総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	1月9日(土)・16日(土)、2月6日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	1月18日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ

■原野商法の二次被害が増えています

「先日、知らない不動産会社から『あなたが所有している土地を売らないか』と電話がかかってきた。相続のことを考えると、値上がりも見込めない価値のない土地を子どもに残したくないので、処分したいと考えていたこともあり、説明を聞くことにした。『あなたの土地を利用して新たな事業を計画している業者がいる。売却するためには、手続きの都合上、不動産会社が所有する土地と交換する必要があり、その差額として30万円必要である』と説明されて契約しようと思っているが、どうしたらよいか」との相談がありました。

30数年前に問題となった原野商法とは「将来、絶対値上がりする」と言って、原野や山林などの価値のない土地を高額で売りつける商法です。現在、被害にあった消費者に対して、購入した土地が高く売れる、必ず売却できるなどと言い、広告料、測量費、相談者のような土地交換のための差額の費用など、できれば早く売却したいという被害者を狙って、さまざまな名目でお金を請求してくる相談事例が全国の消費生活センターに寄せられて

います。

原野商法で購入した土地が広告を出せばすぐに売却できるというような、うまい話はありません。今まで取引のない業者の話をするのみにするのは危険です。契約は急がずに、まずは目安として、土地の所在する自治体に業者が説明している根拠や背景などが事実としてあるのか、土地の周辺状況に変化があるのかを問い合わせてみましょう。また、地元の不動産業者などに土地の取引状況に変化があるのか、土地の価格についても確認してみましょう。

お困りの時は北本市消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当 ☎594-5529
※電話でのご相談も受け付けます)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00